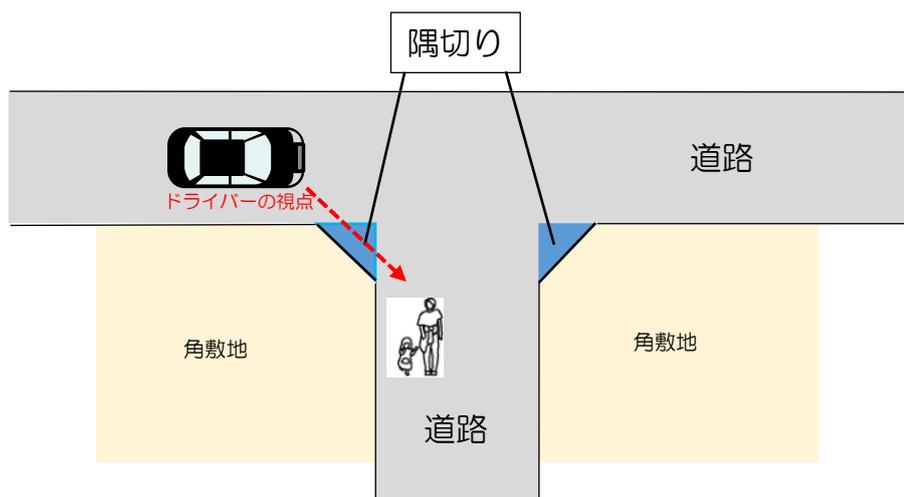


隅切りの取り扱い基準・市で対応可能な整備について

《隅切りとは》

隅切りとは、交差点内の見通しの確保や車両や人の通行上の安全を目的として、道路2辺に面している角敷地の2辺が接する角の一部分を空地にすることです。見通しが良くなることで、ドライバーの視野が広がり、歩行者等を発見しやすくなります。



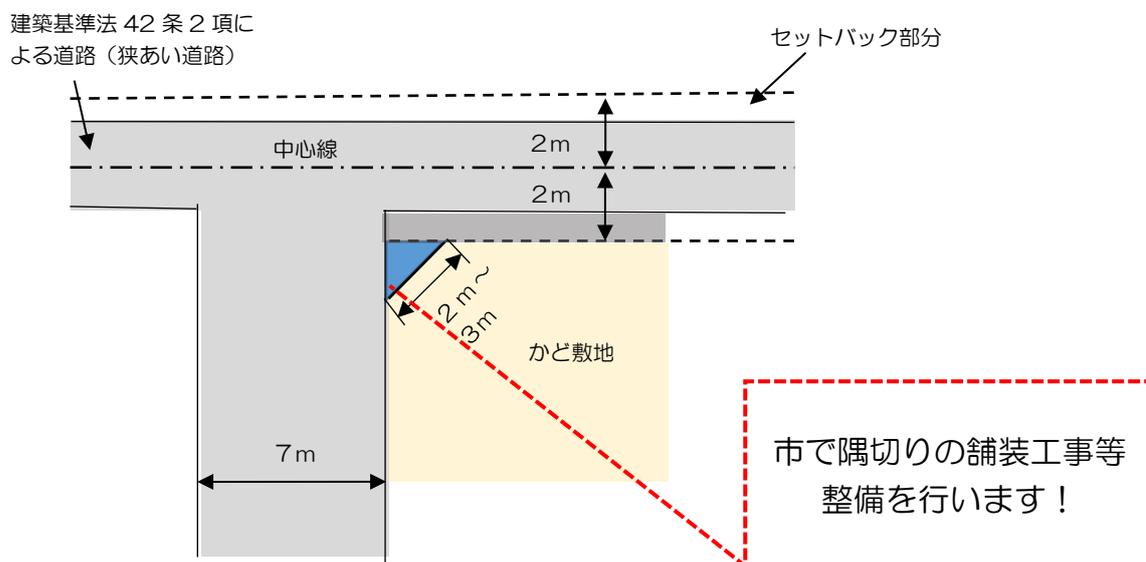
《隅切り用権原の市で対応可能な整備について》

隅切り用権原は、原則建築主様や土地所有者様等からの寄付、または無償賃借にてご協力をお願いしております。市が整備可能な道路幅についても、下表のとおりとなります。

道路幅		分筆測量費等 助成 ※上限有	移転等工事費 助成 ※上限有	市による 整備等
①	2辺が狭あい道路	○	○	○
②	1辺が狭あい道路 1辺が4m以上6m未満	○	○	○
③	1辺が狭あい道路 1辺が6m以上	×	×	○
④	2辺が4m以上6m未満	×	×	○
⑤	1辺が4m以上6m未満 1辺が6m以上	×	×	○
⑥	2辺が6m以上	×	×	○

※狭あい道路・・・幅員4m未満の道路

例) ③1 辺が狭あい道路で、1 辺が6m以上の場合
 (角地部分の角度が120度未満に限る)



※寄付の場合、分筆測量費は地権者様負担となります。

※原則、低辺長が2m~3mの隅切りの設置を想定しております。

⑤ 1 辺が4m以上から6m未満で 1 辺が6m以上の場合

⑥ 2 辺が6m以上の場合

⇒③1 辺が狭あい道路で 1 辺が6m以上の場合と同様の扱いとします。

《お問い合わせ先》

詳細については、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

	道路幅	問い合わせ先
①	2 辺が狭あい道路	南部地域まちづくり課 計画整備係
②	1 辺が狭あい道路、 1 辺が4m以上6m未満	
③	1 辺が狭あい道路、1 辺が6m以上	道路交通課 交通係
④	2 辺が4m以上6m未満	
⑤	1 辺が4m以上6m未満、 1 辺が6m以上	
⑥	2 辺が6m以上	